

車両系建設機械(解体用)運転技能講習の講習内容 が平成25年7月1日より改正されます。

主な改正点

- ① 従来の車両系建設機械(解体用)はブレーカーを装備するものが対象でありましたが今回の改正ではブレーカーに加え「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」、「解体用つかみ機」(以下、鉄骨切断機等)をアタッチメントとして装備するものについても規制の対象となります。従って7月以降の解体用の講習は3時間から5時間に変更になります。
- ② 鉄骨切断機等の業務に既に従事している者については特例措置が、資格・経験に応じて4種類用意されます(下表参照)。この特例措置は平成25年7月から2年間実施されます。

車両系建設機械(解体用)運転特例技能講習 講習時間							
講習科目及び範囲	フルの 技能講習	平時特例	経過措置(特例講習)				
			第1種	第2種	第3種	第4種	
保有資格	—	整地等用	解体用	解体用	整地等用	なし	
従事経験	—	6ヶ月未満	6ヶ月以上	6ヶ月未満	6ヶ月以上	6ヶ月以上	
講習科目	講習時間	講習時間	講習時間				
学 科 講 習	走行装置	4時間	—	—	—	2時間	
	作業装置	5時間 (+1時間)	2時間 (+1時間)	1時間	1時間	2時間	2.5時間
	運転一般	3時間 (+1時間)	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1.5時間
	関係法令	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
	小計	13時間	3時間	2時間	2時間	3時間	7時間
実 技 講 習	走行の操作	20時間	—	—	—	—	
	作業のための 装置の操作	5時間 (+1時間)	2時間 (+1時間)	—	1時間	—	
	小計	25時間	2時間	—	1時間	—	
合計	38時間	5時間	2時間	3時間	3時間	7時間	

- 注
- ・新たに解体用の資格を取られる方は平時特例(5時間)コースとなります
 - ・既に解体用の資格をお持ちの方、「鉄骨切断機等」の経験がある方は経過処置の4種類の特例講習の中から資格・経験に応じたコースの受講をお願いします
 - ・上表で従事経験とは「鉄骨切断機等」の経験です

特殊技能教育センターでの具体的な講習内容については6月中旬めどにホームページに記載します。